

2020年2月24日

各位

日本賃貸保証株式会社

## 法人契約の連帯保証人のお取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、従来、賃貸保証委託契約における法人契約の場合、賃借人の代表者様などに、原賃貸借契約等の連帯保証人になるようお願いをしておりましたが、今後は、個人のお客様と同様に、弊社から連帯保証人をお願いする事はございませんので、お知らせ申し上げます。

なお、「法人契約の場合、賃借人の代表者などが原賃貸借契約等の連帯保証人になる必要がある」等の約款が記載されている賃貸保証委託契約書でも、連帯保証人は必要ございません。

ご不明な点等ございましたらお手数ではございますが、下記お問合せ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

以上

【お問合せ先】

日本賃貸保証株式会社

審査課

電話番号 03-6747-3976

営業時間 9:00～18:00